

はじめに



京都市長

山本 たくし

この度、「歩くまち・京都」の実現を目指す京都市では、高齢者や身体に障害のある方などが、安全で快適に安心して移動できる交通環境を整えるため、ＪＲ嵯峨嵐山駅、嵯峨野観光鉄道トロッコ嵯峨駅及び京福嵯峨駅前駅を中心とした嵯峨嵐山地区を対象に「嵯峨嵐山地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」を策定致しました。

この構想は、平成１２年１１月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「交通バリアフリー法」や、平成１４年１０月に京都市独自の取組として策定した「京都市交通バリアフリー全体構想」に基づいて、桂、山科、向島及び烏丸地区に引き続き策定したものであり、駅、駅前広場や駅周辺の道路などのバリアフリー化を重点的、一体的に推進していくための基本的事項を定めたものであります。

今後は、この構想に基づき、公共交通事業者や関係行政機関などと連携して、駅及び駅とその周辺の主要施設を結ぶ経路、並びにバス車両などのバリアフリー化を着実に推進するとともに、ＪＲ嵯峨嵐山駅改築及び自由通路整備、ＪＲ嵯峨嵐山駅北側の都市計画道路整備など地区内の事業を着実に進め、くらしに「安らぎ」があり、まちに「華やぎ」がある、「地域住民と訪れる観光客に優しいまち」を実現して参ります。

結びに、この構想の策定に当たり、嵯峨嵐山地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議において熱心に御議論、御検討を重ねていただきました委員の皆様並びに多くの貴重な御意見を賜りました市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成１７年１１月